

平成30年
4月から

後期高齢者医療保険料の 上限等が変わりました

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

平成30年
8月から

国保・後期高齢者医療の 一部が変わります

国住民課国保年金係 ☎028(677)6038

年間保険料額の上限について

全ての人々が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の上限等が変わりました。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員に納めていただく「均等割額」と所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、平成29年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
43,200円		基礎控除(33万円) 後の総所得額等 × 所得割率8.54%		上限62万円 (平成29年度は上限57万円) (100円未満切り捨て)

軽減について

所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった人の保険料の軽減率が変わりました。

〈所得の低い人の軽減について〉

①均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

9割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × 被保険者数]を超えない世帯 (平成29年度は27万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円) + 50万円 × 被保険者数]を超えない世帯 (平成29年度は49万円)

②所得割額の軽減の廃止

所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の人は平成29年度まで特例で所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなります。

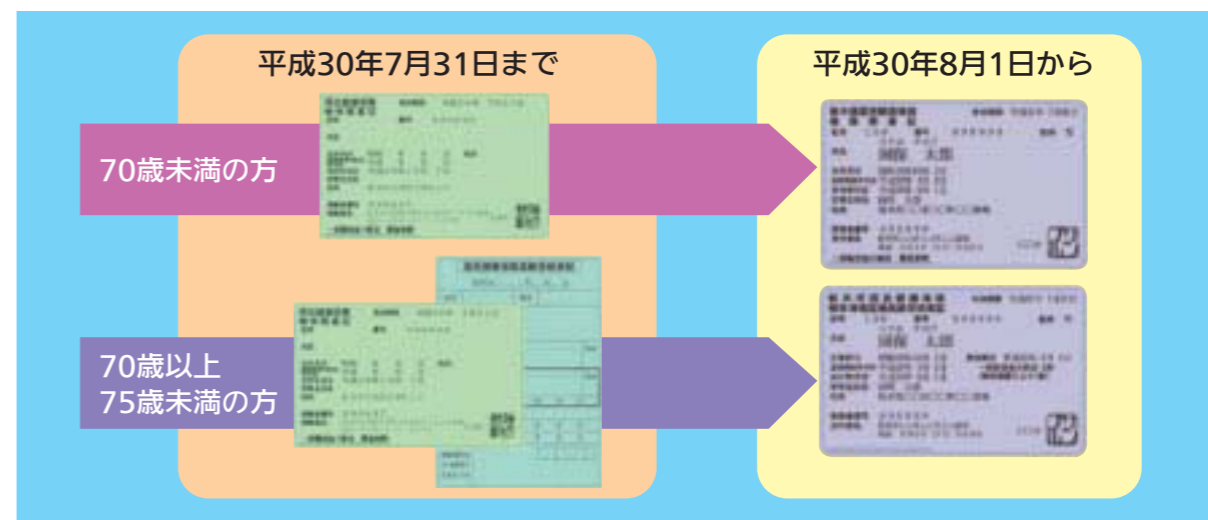
〈被扶養者であった人の軽減について〉

均等割額は、平成29年度までは特例で7割軽減されていましたが、平成30年度からは5割軽減になります。これは、75歳になる前日にご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人が対象です。

国保の被保険者証の様式が変わります

○「栃木県国民健康保険被保険者証」の記載となり、**毎年8月1日に更新**となります。

○70歳以上75歳未満の人は、**被保険者証と高齢受給者証が一体化**されます。



70歳以上の人(国保・後期高齢者医療)の自己負担限度額が変わります

○**変更前**(平成30年7月31日まで)

区分	限度額(世帯※1)	
	外来(個人)	
現役並み課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+1% <44,400円>
一般課税所得 145万円未満※2	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得一定以下)	8,000円	15,000円

○**変更後**(平成30年8月1日から)

区分	限度額(世帯※1)	
	外来(個人)	
課税所得 690万円以上	252,600円+1% <140,100円>	
課税所得 380万円以上	167,400円+1% <93,000円>	
課税所得 145万円以上	80,100円+1% <44,400円>	
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得一定以下)	8,000円	15,000円

〈 〉内の金額は、過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降。

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する人

※2 収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む